滋賀県県民生活部スポーツ局Twitter利用要領

（目的）

1. この要領は、滋賀県県民生活部スポーツ局（以下、スポーツ局）がTwitter を県民

等への情報伝達媒体として利用するために、必要な事項を定める。

（用語の定義）

第２条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところに

よる。

（１）Twitter

Twitter, Inc. がインターネットにおいて提供する情報サービスをいう。

（２）アカウント

個人や企業などが、Twitter サービスを利用するために取得した権利およびユーザーネームをいう。

（３）公式アカウント

スポーツ局が運用する次のアカウントをいう。

ユーザーネーム：@Shiga\_sponavi

アドレス：https://twitter.com/Shiga\_sponavi

（運用管理者）

第３条 公式アカウントの運用管理は、交流推進室長（以下、「運用管理者」という。）が行

う。

２ 運用管理者は、公式アカウントの適切な運用を行うため、次の各号に掲げる事務を処理する。

（１）公式アカウント上への情報の掲載および削除等の承認、指示

（２）ユーザー情報やパスワード等の管理

（３）掲載情報に関する問い合わせおよび苦情等への対応

（４）その他、適切な運用を行うために必要な事項

（投稿者）

第４条 公式アカウントへの投稿は、運用管理者が指定した職員が行う。

（掲載情報）

第５条 公式アカウントでは次に掲げる情報を提供する。

（１）スポーツ局の取り組みや滋賀のスポーツの魅力等の発信に資する情報

（２）その他運用管理者が適当と認めるもの

２ スポーツ局が別途定める「ソーシャルメディア利用ガイドライン」に基づき、適切な情報の提供に努める。

（禁止事項）

第６条 公式アカウントでは、次の各号に該当する利用者からのコメントを禁止する。

（１）法令等に違反し、または違反するおそれがあるもの

（２）公の秩序または善良の風俗に反するもの

（３）人種、思想、信条等を差別し、または差別を助長させるもの

（４）本人の承諾なく個人情報を掲載する等プライバシーを侵害するもの

（５）特定の個人、企業、団体等を誹謗中傷するもの

（６）広告、宣伝、勧誘、営業活動その他営利を目的とするもの

（７）政治または宗教の活動を目的とするもの

（８）虚偽や事実と異なる内容を含むもの

（９）わいせつな表現を含むもの

（10）掲載記事と無関係なもの

（11）その他、運用管理者が不適切と判断するもの

２ 利用者からのコメントについて、運用管理者が前項の各号に該当すると判断した場合は、コメントの投稿者に断りなく、コメントの全部または一部を削除する。

（著作権）

第７条 公式アカウントに掲載されている写真、イラスト、音声、動画および掲載情報等

の著作権は、滋賀県または正当な権利を有するものに帰属する。

（アカウント運用者の明示）

第８条 なりすましによる誤情報の流布を防ぐために、公式アカウントのアドレス等を滋

賀県公式ホームページ上に明示する。

（免責事項）

第９条 滋賀県は、公式アカウントに投稿された利用者からのコメントについて、一切の

責任を負わない。

２ 滋賀県は、コメントの投稿者間、もしくはコメントの投稿者と第三者間のトラブルによって、コメントの投稿者または第三者に生じたいかなる損害について、一切の責任を負わない。

（その他）

第10 条 この要領に定めのない事項はスポーツ局長が別に定める。

付 則

本要領は、平成30年8月1日から施行する。